

市第 173 号議案 横浜人形の家条例の制定について

1 趣旨

横浜人形の家について、公の施設として指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入するため、横浜人形の家条例を制定します。

2 施設の概要

1 所在地	中区山下町 18 番地
2 構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建
3 土地面積/延床面積	3,163.62 m ² (公簿) / 4,442.00 m ²
4 施設内容	常設展示室、企画展示室、劇場、多目的室、ギャラリー、駐車場 等
5 開館日	昭和 61 年 6 月 1 日

3 条例制定の主な内容

第 1 条 (設置)

人形の保管及び展示等を行い、横浜市の観光振興を図るとともに、市民文化の振興に寄与するため、横浜人形の家を横浜市中区に設置。

第 2 条 (事業)

人形の保管、調査研究及び展示、人形劇等活動の支援、観光情報の提供等。

第 3 条 (施設)

常設展示室及び企画展示室、劇場等。

第 5 条 (指定管理者の指定等)

公募による指定管理者の選定及び指定、指定管理者に行わせる業務等。

第 7 条 (管理の業務の評価)

指定管理者は、指定期間内に選定評価委員会の評価を受けなければならないこと等。

第 10 条 (利用料金)

利用料金は指定管理者が条例で定める額の範囲内で市長の承認を得て決定する。

第 15 条 (横浜人形の家指定管理者選定評価委員会)

指定管理者の候補者の選定、評価等に関する調査審議機関として委員会を設置する。

4 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

※ただし、指定管理者選定評価委員会の設置等に関する規定については、規則で定める日から施行します。

5 今後のスケジュール (予定)

平成 27 年 4 月	指定管理者選定開始
平成 27 年 第 4 回市会定例会	指定管理者の指定議案の上程
平成 28 年 4 月	指定管理者制度による運営の開始